

135
5
993

佛法信者吐露要文

016102-000-3

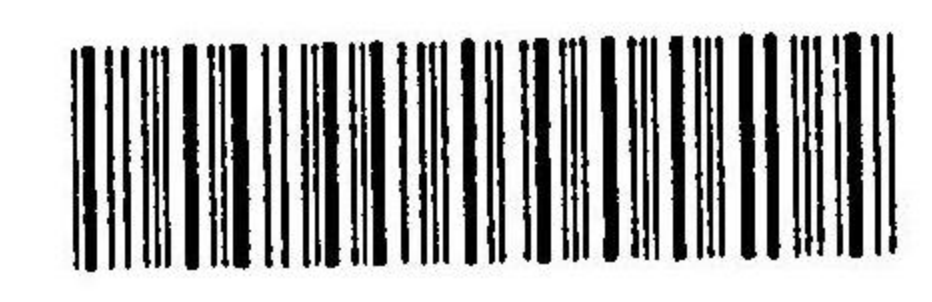
特15-204

佛法信者吐露要文

龍臥密筭 / 著

M22.7

ABC-1955



佛法信者吐露要文

夫佛法信者とて、佛敎の振起と耶蘇敎の拒絶と、兼唱へざるのなしと雖も、今や佛敎流布

の振起ある僧侶の振舞と云へば、第一なる本寺本山に住める方々を始め、末山諸寺の僧侶に

守る僧の先づなしと云て可ならんか、其譯は佛弟子のつて佛祖の訓戒に違し

るは禮義の立ざる所なり、又肉食するは無慈悲にして、是も禮義を失ふ所なり、尤も

佛律に、數千萬戒ありと雖も、先づ佛門の入口なる殺生肉食妻帯の二三ヶ條の戒の淺深

たる大乘小乘を論ぜるなく、斷頭罪の事なれば、是を愼まざる者は、更も寺院に用なき者

(眞宗を除く是の優婆塞なり)と云べし、此二三ヶ條を急改の趣き、其檀家信徒より其寺

院住僧に對し、談決あらん事(但し其寺の住僧に彼弊風あるなきは、拘はらざるは勿論

なきの後の爲なり)を勸誘せんと欲するに、彼愚弊を抱ける僧侶に、限り出たらめの辨舌

達者なる者、故其坊主の口を閉が、ん爲も膏藥の法書を掲げて、有志の諸君に告ぐ、諸君此法書

の如く膏藥を用ひ、僧侶の身軀を堅固にして、法輪を轉せられ、佛敎の振起は立所に顯はれ、耶

蘇の拒絶の唱へざるに影を隠すの必然の理なり、若し斯くせずして、彼拒絶を唱ふるの弓と仕



ふに矢なく鉄鉤を仕ふに玉なきが如く僧侶の形ちありと雖も教への財がなき故に耶蘇と
は言ふも疎か狐狸の業も鎮むる事能はず云々

各僧侶が妻帯肉食の弊風を改良せざんべあるべからず若し此儘に捨置く時は眞の佛法の自
滅と云ものじや尤斯く亂僧のあつ時、是を正すが本寺本山の職掌たれとも今の本寺本山
は盲ら蟹ばと云者であるかと云んとすれば中々左様ではなく本寺本山に住める多の僧侶方
ハ弊風と云も一層上手に甚しくまて田舎寺院の弊風を正すべき辨力は逆もなきものぞな
りそこで田舎寺院の擧て妻帯や肉食の弊風が日月に増加するじや實に今寺院の躰たらく
は見るよ忍びず聞くよ堪ざる事なるが兼て諸君の御存知あるや日本刑法第二百六十三條に
神祠佛堂墓所其他禮拜の所に對し公然不敬の所爲ある者は貳圓以上貳拾圓以下の罰金處
す若説教又は禮拜の所を妨害したる者は四圓以上四拾圓以下の罰金處す御定あつ所な
り然れバ今多の僧侶が其伽藍の門内よ於て其宗祖の清規を破り妻帯を致し肉食を爲るハ公然
たる不敬と云も是も過たるはあるまいや又伽藍境内或は墓所等に赤子の不淨物杯と干も是
不敬にはあるまいか畢竟其檀家信徒が堪忍に住して見捨間捨に致し僧侶を被告として訴へ

も起さざる故にこそ今日迄は無事なりと雖も其や其檀家信徒が堪忍袋と破りたる曉は若
干の金圓數各僧侶が罰金として指出し尙其職を廢せらるゝハ當然ならんや
僧侶にして妻帯肉食致す者ハ僧侶よあらん又在家にもあらん佛法中の大罪人ハ云者じや其
故ハ僧侶に成る最初ハ三世諸佛に對して我れ生涯妻帯ハ致しません肉食も致しませんと堅
く誓約を成して佛弟子と成た故にこそ袈裟や衣を授けられたるものじやそこで檀家信徒は
袈裟や衣を着たる者は佛弟子なり御出家僧侶様じやと思て其寺に請待して檀家信徒が頭べ
を下て敬を作す所なるよ今や妻帯を致し肉食するは是三世諸佛を偽り檀家信者を馬馬に
したる大罪人と云者なり

僧侶が妻帯一たれば佛法の法脈は其時が一反の斷絶と云ものであるじや此法脈の斷絶玄
たる僧侶が念佛や眞言題目經陀羅尼と讀むとも世間普通の書籍を讀が如くよして何の威力
があつて靈驗感應があるや天魔外道が何程恐怖るゝや苦界の靈魂が得脱すべき道理がある
か佛律の中よも妻帯肉食ハ重罪であるじや袈裟や衣を身をやつし出家に似せて他の庶物を
貪るは是又世間の詐偽取罪の如くじや此詐偽取罪の如くなる働をを作す僧侶よ金錢衣服を

施すの是又愚と云も甚しき愚なり佛法信者は爰が氣の付所じや
 但し妻帯の身柄と雖とも在家の人の佛を信ずるは別の沙汰なり是他の施物を貪らず袈裟
 や衣で身をやつさず天地は隠れなき在家の人として佛を信ずる誠實の人と云者なり
 爰に一人の客のつて難問の趣きよは僧侶が妻帯すればとて法脈の斷絶と云にはあるまいや
 其譯を云はば眞宗の本山を見よ妻帯をして一宗と立て寺門の繁榮せる所云々とあるは付
 我れ答ふるは客として佛法の本師たる釋迦牟尼如來の掟と彼眞宗の成立とを辨へられざる
 故に其難問を起さる哉夫眞宗の三寶の中僧寶を欠て佛と法との二寶を立たる宗旨にし
 て優婆塞の身柄なり其故に其本山たる本願寺の門跡とか門主とか申す方でも其子孫は優婆
 塞戒をも直に授くる事はならぬじやそこで代々天台宗なる粟田青蓮院の門主に隨ひ優婆塞
 戒を受らるる事であるじや尤親が子に法を傳へ妻帯したる者が人に法を授くる事はなら
 ぬが釋迦牟尼如來の掟であるじや其故に眞宗に法を授くと云事とならぬじや又施餓鬼杯
 の法もあいじや皆在家と同行なる事じや若し此掟てを破りたれば優婆塞にもあらず佛法に
 かわらで皆邪法と云るのであるじや外諸宗に於ての本山の忽論田舎の寺院でも又は所化雲

水の身柄でも清僧として法脈相承を得たる者の何人の弟子を取立ても直に自身に戒師とな
 る事であるじや是は即ち妻帯をせず肉食もせぬ徳と云ものであるが若や皆々妻帯したる事
 なれば眞の佛法の斷絶して只在家優婆塞の修する皮相の佛法のみになる事じや我等をして
 悲歎と云ふ此事なり

但し優婆塞なれば七歳の沙彌よりも下座にすべきの如來の掟なるが今や清僧の寺院にお
 つても妻帯肉食する者の彼優婆塞よりも下座にすべきが至等なるや然れば此者も着せる
 法衣とての加來未だ説き給はざれば是世間には俗人と云べし佛道に大罪人と云べきな
 り

今僧侶が妻帯肉食する弊風は其檀家信徒が異見を加へて改良させねばならぬ事じや其譯は
 其僧侶を其寺に任職せしむる最初に信徒惣代三名以上の者が保証書を以て此僧侶は法義も
 相當に辨へ心得の宜しき若にて檀家一統信者一同に歸依なりと申立たる故に其筋の許可を
 得られたるに今や佛法の大禁たる妻帯や肉食をして三世諸佛を偽り袈裟や衣を汚し檀家信
 徒を馬鹿にしたる者なり是を此儘に指し置ては前件保証の印形談決の何の爲にするものや

尙向後交代の節も如何心得らるるや其寺々又對する檀家信徒は急度心得て其先祖へ報恩し
 且子孫へ憐愍と思ふ心をして今の僧侶の弊風を立所又改良の計策を施されねばなるまいや
 今妻帯肉食の弊風ある僧侶にはなんでもかでも檀家信徒が異見を加へて改良させねばなら
 んであらうや其譯は彼惡弊坊主が常々言事より妻帯をせぬは其者がかいしよがないじや肉
 食せぬも開けん者じや袈裟や衣を常々着るのも氣のさかん馬鹿者じや杯とありやこりや又
 嘗る者があるじや是等が即ち釋尊在世の魔王の眷屬と同様なる者であるじや今寺院は住す
 ればとて決て佛弟子にあらす宗祖の門弟にあらざる事を了知して嚴重に異見をせねばなる
 まいや是等の者も皆信徒惣代が前より保証したる一人の僧である事じや
 其寺院は對する檀家信徒又は惣代の權利を了知せんには譬へば朝廷の御寺の京都泉涌寺な
 るが其御世話方と云は宮内卿殿であるじや彼寺の住職の進退は此御世話方なる宮内卿殿が
 万件朝廷の許可を得られて取扱はるるが如く今各寺院住職進退の義は檀家信徒惣代なる者
 が彼宮内卿殿と同様にて檀家信徒一同の認可を元とて其筋に万件取扱はるべきものなれ
 ば亦其權利も彼泉涌寺に對する宮内卿殿同様檀家惣代にも有せられたるものと心得て其

時の住僧が若し不心得にして妻帯肉食し宗規を破り佛を汚し法を汚し伽藍門内を汚し都て
 不敬無禮の所爲ある時は急度異見を加へて改良せしむるは當然の役目なるや
 若し檀家信徒惣代たるにして其對する寺の僧侶に妻帯肉食の惡弊あると異見もせせ改良も
 せしめ其儘に捨置て我等は何寺の檀家信徒の惣代なる者じや杯と申して何ぞ其功のある
 べき者か是何分かの罪ある事を知り玉へ亦彼惡弊坊主と共に酒肉を食ふ惣代信者の大罪あ
 り阿彌陀如來も釋迦如來も觀音彌勒の大菩薩も各檀家の先祖も皆歡び給はる事であらうか
 亦の恐り給はる事であらうか佛法信者や檀家の方々何心得らるべきか是宗教は只子供
 の戯れ事にはあらず人の魂とすべき物として既又國政上にも如何御扱ひ成りたるものや
 有志の諸君は諒察あつて此宗教流布が職掌たる僧侶の事なれば彼惡弊ある僧侶に急度
 立所を勸誡を加へられん事を我今諸君の前に頭を下て希望する所なり若し左をくして意
 の淨土を願ひ口には念佛を稱ふるとして諸佛の大禁を犯したる彼惡弊坊主と一緒に飲み食ひ
 し刺へ其坊主の取持世話をする功德で淨土往生が得られふやと思はれましか能く御勘者
 りたい事でありませす尤賞罰の嚴重なるこそ賢者とは云ふものなり

前年の御布告に自今僧侶肉食妻帯蓄髮勝手たるべし法用の外俗服着用不苦とありと雖も此は是れ徳川家の政事不變つて向後僧行の事を王政は取扱はずと云御心迄にしてある處なり其後教部省を置れ各宗規則を守るべきの至等尙夫より追々宗規嚴重に相守るべき御汰沙あり既日本刑法第二百六十三條の如きと見よ寺門清淨堅固に護持すべき法律迄御定めある事なり此意と了解せざらん者の耳も目もなく心もなくして木人形の如くと云者なり耶蘇教を拒絶せんと思へば先づ僧侶が妻帯肉食の弊風改良し寺院を清淨ならしめて諸人は飯敬の心を起さしめ而して佛教の眞理たる因果應報の道理と説くは如くなるらんや若し佛法も今の僧侶が行ふ如くなれば國害よこそなれ利益の更になきものと言はざるを得ず但し佛教の戒律の妻帯や肉食のみにはあらねとも今の僧侶は對する時機を察して急に勸誡するは此二件を先づ制えて次は追々其法は依て修行せらるべし尤其委しきと諸經律論を讓るものなり

出家僧侶にして妻帯肉食を恣にすれば勤と慎の義は何れにあるや勤もなく慎もなければ決して人にはあらず若し人は是を耻しめ異見を加へらるるも改良の心なければ此者の人の

皮を着たる畜生と云の外なき者ぞなり將今此者等が國教流布の職掌との實に國王は對えても恐れ多き事ありあるまいか識者心を用ひられ度云々

寺院に入込み僧侶に寄付く女人は元何人の女もせよ是釋尊在世の魔王の妻女と同様なる者であるじや今日一人の僧を墮落せしめ尙其教風を汚さしむる罪其僧の畜生業たる事勿論なるが女人も來生は極めて人胎を得る事覺束なく歎くべし悲むべき事なり若し此道理も了解せざるは此が是れ邪見愚癡の者と云なり

明治廿二年六月十七日御届
全 年七月一日出版

大坂府平民

著 者

龍臥密筭
大坂府下豐島郡神田村千七百七十八番地

兵庫縣平民

發行兼
印刷人

安岡竹三郎
神戸市多聞通二丁目百五十一番地